名称	所在地	実習内容
［略］		
日栄インテック株式会社	東京都荒川区西尾久七丁目五十七番八号	溶接、塗装、電気機器組立て、工業包装
［略］		

備考　表中の「　」の記載は注記である。

名称	所在地	実習内容
［同上］		
日栄インテック株式会社	東京都荒川区西尾久七丁目五十七番八号	溶接、塗装、電気機器組立て
［同上］		

○法務省告示第二十四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
日本濾過器株式会社	神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目十二番一号	機械加工
［略］		
ロ　［略］		
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社春興業	神奈川県厚木市山際八百七十七番地二十四	鉄筋施工
［略］		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
日本濾過器株式会社	東京都世田谷区深沢一丁目八番一号	機械加工
［同上］		
ロ　［同上］		
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
株式会社春興業	神奈川県厚木市山際七百五番地一	鉄筋施工
［同上］		

備考　表中の「　」の記載は注記である。